

市内で転居された方へ（ご案内）



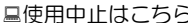
R6. 6

★転居に伴う各課での手続きは以下をご確認ください。

該当項目	手続き	必要なもの	担当課
☐ 通知カードをお持ちの方 7174	手続きは不要です。 ※令和2年5月25日より通知カードの住所等の追記は終了しました。		市民課 【0】
☐ マイナンバーカード 住民基本台帳カード （顔写真付き） をお持ちの方 7201	カードの追記欄に新しい住所を記載し、カード内の情報の更新手続きをします。（数字4桁の暗証番号の入力が必要です） ※マイナンバーカードを申請中に異動された方は、異動前の情報でカードが作られる場合があります。窓口でご相談ください。 【マイナンバーカード内の電子証明書について】 ・署名用電子証明…住所変更により失効します。必要に応じて新たに申請してください。 ・利用者証明用電子証明…引き続き利用できます。 ※住基カードには新たに電子証明書を搭載できません。ご希望の場合はマイナンバーカードをお申し込みください。	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	
☐ 在留カード 特別永住者証明書 をお持ちの方	新しい住所を裏面に記載します。	・在留カード ・特別永住者証明書 ・世帯主との続柄を証する文書（出生証明書・婚姻証明書の原本）とその訳文（世帯主が外国籍で、世帯構成が変わる場合）	
☐ 印鑑登録	引き続き利用できます。		
☐ ごみ処理	ごみの排出方法・日時・場所の説明をします。		環境課 【1】
☐ 犬を飼っている方	住所変更の手続きが必要です。		
☐ くみとり便槽を使用していた方	廃止のお手続きが必要です。		
☐ 障害者手帳を持っている方 1158	各種変更の手続きが必要です。	・障害者手帳 ・本人確認書類 ・マイナンバーが分かるもの	福祉課 【2】
☐ 自立支援医療を受けている方 1156	各種変更の手続きが必要です。	・自立支援医療受給者証 ・本人確認書類 ・マイナンバーが分かるもの	
☐ 障害福祉サービス・通所・地域生活支援事業受給者証 8663	各種変更の手続きが必要です。	・受給者証 ・本人確認書類 ・マイナンバーが分かるもの	
☐ 心身障害者手当等を受けている方 1157	各種変更の手続きが必要です。 ※各家庭によってその他書類が必要になることがありますのでお問い合わせください。	・手当証書（特別児童扶養手当）	
☐ ひとり親手当を受けている方	住所変更の手続きが必要です。 ※各家庭によってその他書類が必要になることがありますのでお問い合わせください。 ※18歳以下の子のみ住所異動するときも、手続きが必要な場合があります。	・保険証（申請者、子） ・児童扶養手当証書（該当者のみ） ・家の契約書等	こども課 【3】
☐ 児童手当を受けている方	住所変更の手続きが必要です。 ※受給者と子が一緒に転居する場合は手続き不要です。 ※受給者と22歳以下の子の住所が別になる場合は、手続きが必要です。		
☐ 幼稚園・保育園・こども園・認可外保育施設等に通う子どもがいる方	住所変更の手続きが必要です。		

《うら面につづく》

該当項目欄右下にかかれた4文字の数字はホームページIDです。碧南市のホームページ内で検索すると詳細が確認できます。

該当項目	手続き	必要なもの	担当課
☐ 国民健康保険に加入している方	住所変更の届出が必要です。	・国民健康保険証 ・高齢受給者証 ・限度額適用認定証等 ・特定疾病療養受療証	国保年金課 【7】
☐ 国民年金・厚生年金を受給されている方	住所変更の届出が必要か確認します。 ※年金上の住所変更届は原則不要ですが、人によっては必要な場合がありますのでお問い合わせください。	・本人確認書類	
☐ 後期高齢者医療保険に加入されている方	住所変更の届出が必要です。	・被保険者証 ・マイナンバーが分かるもの	
☐ 各種医療証をお持ちの方	障害者医療証、母子家庭等医療証、後期高齢者福祉医療証、元気っ子医療証、精神障害者医療証について、住所変更の届出が必要です。 ※各家庭によってその他書類が必要になることがあります。 お問い合わせください。	・認印（スタンプ式は不可） ・健康保険証 ・各種医療証	
☐ 介護保険	住所変更の手続きが必要です。 ※65歳以上の方、または40歳以上で介護認定を受けている方のみ	・介護保険被保険者証 ・負担割合証（介護認定を受けている方） ・負担限度額認定証（限度額認定を受けている方）	高齢介護課 【8】
☐ 在宅高齢者向けの福祉サービス事業を利用されている方	住所変更の届出が必要です。		
☐ 水道を使用する方	水道の使用中止の手続きと、転居先の水道の使用開始の手続きが必要です。申込は希望日の前日まで。土・日・祝日の開閉栓作業はできません。インターネットで24時間申込できます。※作業時間の指定はできません。  スマートフォン、パソコンから   使用中止はこちら  転居先の使用開始はこちら	水道料金の口座振替を希望の方 ・通帳 ・銀行印 ※金融機関でも手続きできます。	水道課 【2階7】
☐ 給水装置を所有する方	住所変更の届出が必要です。 ※一般的には水道が使用できる建物または土地の所有者の方	・認印（スタンプ式は不可）	
☐ 小中学校に通う子どもがいる方	学校区が変わる方は、転校のお手続きが必要です。	・市民課発行の「住民異動届の写し」	学校教育課 【5階】
☐ 定期予防接種（接種券または予診票）	引き続き利用できます。		健康課 【保健センター】 碧南市天王町1-70 ☎0566-48-3751
☐ 成人男性への風しん対策（クーポン券）	引き続き利用できます。クーポン利用期限は令和7年2月28日までです。		

※上記内容は市役所での主な手続きのみを掲載しております。

【連絡先】 碧南市役所 〒447-8601 碧南市松本町28番地 TEL：0566-41-3311（代表）